

伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進を図るため、社会福祉法人等の団体が伊勢原市内において行う障害福祉施設施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊勢原市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和46年伊勢原市条例第25号。第7条において「条例」という。）及び伊勢原市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成7年伊勢原市規則第20号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 補助金の交付の対象とする施設は、社会福祉法人等（その設立が助成事業完了時に見込まれるものを含む。）が、市内において整備する施設であって、神奈川県が行う障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成19年3月1日施行。以下「神奈川県要綱」という。）第2条に規定する障害福祉施設等とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、前条に規定する施設の施設整備費に対し、別に定める伊勢原市福祉関連計画等に沿ったもので、神奈川県が神奈川県要綱に基づき神奈川県が補助金を交付する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、神奈川県が神奈川県要綱第4条の規定に基づき交付する補助金額に3分の1を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2 前項の規定により算出した額が、前条に規定する補助事業に係る補助対象経費の実支出額から神奈川県及び日本自転車振興会、日本船舶振興会等からの補助金額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（この項において「補助限度額」という。）を上回るときは、前項の規定にかかわらず、補助金の額は、補助限度額の範囲内の額とする。

(交付の要望)

第5条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付要望書（第1号様式）に関係資料を添付して、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付要望があったときは、当該補助金の交付を要望した者の事業活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算の措置を行い、当該予算の議決後、その旨を伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）第5条の規定による伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付申請書（第3号様式）に同条及び条例第4条に規定するもののほか、県の補助金の交付決定通知書及び工事請負契約書等の写しを添付しなければならない。

(交付の決定)

第8条 規則第6条による交付の決定は、伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付請求書(第7号様式)に伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定通知書又は伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金実績報告書(第8号様式)により、当該補助に係る事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条のただし書の規定による市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(平成7年12月27日伊勢原市告示第81号)

この告示は、平成7年12月28日から施行する。

附 則(平成8年2月29日伊勢原市告示第9号)

この告示は、平成8年3月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日伊勢原市告示第29号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年8月9日伊勢原市告示第87号）

この告示は、公表の日から施行し平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年7月30日伊勢原市告示第98号）

この告示は、公表の日から施行し平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日伊勢原市告示第61号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年1月18日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、市民に対し発する文書等においては、必要に応じて「認知症」の次に「（痴呆）」又は「（痴呆症）」を付して表記するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、同日以後に交付決定を行う事業から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱（平成7年伊勢原市告示第81号）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

（伊勢原市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱の一部改正）

3 伊勢原市社会福祉施設施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

附 則（平成21年5月26日伊勢原市告示第108号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

要望者 住 所

名 称

代表者名

印

年度において、伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金の交付を要望
します。

交付要望額 千円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

千円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第7条関係）

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

㊞

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額

千円

（注） 国等の補助金の交付決定通知書、工事請負契約書等の写しを添付してください。

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定通知書

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

㊟

1 補助金交付決定額 千円

2 交付条件

（事務担当は、 ）

第5号様式（第9条関係）

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請書 住 所

名 称

代表者名

印

次のとおり伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第6号様式（第9条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定事業
変更（中止・廃止）承認決定通知書

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市障害福祉施設施設整備
費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次
のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

㊟

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第7号様式（第11条関係）

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

請求者 住 所

名 称

代表者名

㊟

年 月 日付け交付決定のありました伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 交付決定通知額 | 千円 |
| 2 | 既交付額 | 千円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 千円 |
| 4 | 未交付額 | 千円 |
| 5 | 添付書類 | |

伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定通知書の写し

伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第8号様式（第12条関係）

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

名 称

代表者名

印

年度伊勢原市障害福祉施設施設整備費補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額 千円

実 績 額 千円

不 用 額 千円

(注) 事務事業成果報告書及び収支決算書を添付してください。